

明石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定ポイント

1. 事務事業編とは

市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進することを目的とした計画のことで、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、中核市以上の地方公共団体には策定が義務付けられています。

2. 改定の背景・趣旨

本市では、2019 年 3 月に事務事業編を策定し、「2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比 29.3%削減する」目標を掲げ、取組を推進しているところです。しかしながら、策定以降、国内外でカーボンニュートラルを目指す動きが加速し、2021 年には政府の事務事業編に相当する計画が見直され、また、本市においても、2023 年に市域全体の温室効果ガス削減計画である区域施策編を見直したところです。

こうした状況を踏まえ、関連計画との整合を図り、本市の事務事業における脱炭素化の取組を加速するとともに、事業者・市民の模範となる取組を推進すべく、事務事業編の改定を行います。

3. 主な改定のポイント：削減目標の引き上げと目標達成に向けた取組の強化

項目	見直しのポイント	見直しの理由
目標の考え方	一般廃棄物の焼却や下水処理に伴い排出される「非エネルギー起源 CO ₂ （メタンや一酸化二窒素）」を <u>目標設定の対象から除外</u> （※総量把握は継続）	市民の生活状況（ごみ・下水処理の量）の影響を大きく受け、事務事業における削減努力が適切に反映されないため。 （※国のマニュアルでも同様の考え方に基づく目標設定例が紹介）
目標の数値	2030 年度までに 2013 年度比 50%以上削減 に引き上げ	国の関連計画における削減目標と整合を図る（例：政府実行計画 50%削減）
	電気使用量 および 調達電力の排出係数 を目標に関連する指標として新規設定	削減目標の達成度について、より具体的でわかりやすい目安とするため
目標達成のための取組	政府実行計画の内容を踏まえ、取組方針を 4 つに整理し、取組水準を明記 ①省エネ（ 全 LED 化、新築 ZEB 化 ） ②再エネ利用拡大（ 設置可能な 50%に太陽光設置 、再エネ電力調達） ③公用車の電動化 ④エコオフィス活動（継続）	削減目標の達成と率先行動の観点から、政府実行計画の内容と整合を図るとともに、同等の取組水準を設定 （※公共施設の脱炭素化に係る国の支援措置を活用するためには、政府実行計画と同等の取組水準が求められる）
推進体制	市長トップとする推進体制 （継続）	—

4. 改定のスケジュール

- 2024 年 9 月 部会意見を踏まえ検討、庁内協議
2024 年 10 月 計画策定・公表

政府実行計画 (概要)

参考資料

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画 (温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減** (2013年度比) に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再工ネ電力調達等**について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物 (敷地含む) の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を満たした建築物、ZEB Ready: 30%以上の省エネを満たした建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。

※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再工ネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。